

愛南町御莊夢創造館
指定管理者募集要項

令和 7 年 12 月

愛 南 町

目 次

1	指定管理者募集の目的	3
2	施設の概要	3
3	申請をすることができる団体の資格等	3
4	申請を受け付ける期間等	5
5	申請に必要な書類	5
6	指定管理者の候補者の選定	6
7	指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲	7
8	管理運営収入	8
9	指定期間	8
10	協定の締結	8
11	業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項	9
12	指定期間満了前の取消し	9
13	その他	10
14	添付資料	12
15	問い合わせ先	12
別紙 1	指定管理者募集スケジュール	13
別紙 2	指定管理者候補者選定基準	14

愛南町御荘夢創造館 指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

愛南町では、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第 3 項の規定に基づき、児童の健全な育成を図るため、愛南町御荘夢創造館（以下「夢創造館」という。）を設置しています。

愛南町子どもの居場所 b & g あいなんとの一体的な利活用を推進し、住民サービスの向上、福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び愛南町御荘夢創造館条例（平成 20 年愛南町条例第 16 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者制度を導入することとなりましたので、次のとおり夢創造館の指定管理者を募集します。

2 施設の概要

①	名称	愛南町御荘夢創造館
②	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 1911 番地
③	設置目的	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第 3 項の規定に基づき、児童の健全な育成を図る。
④	内容	愛南町御荘夢創造館
		延床面積 826.49 m ²
④	内容	多目的ホール、児童劇場、オルゴール室、遊戯室、自由創作室、指導員室、研修室、図書室、資料室、プロムナード広場、その他の施設・器具・外構等の全てを含む
⑤	開館（設置）年月日	平成 7 年 4 月 1 日
⑥	開館時間	午前 9 時から午後 5 時
⑦	休館日	(1) 火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (3) 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで
⑧	利用状況（延べ）	令和 6 年度 7,935 人

3 申請をすることができる団体の資格等

(1) 申請資格

指定期間を通して、愛南町（以下「町」という。）に主たる事務所を有する法人及びその他の団体で、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

ア 町税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225

- 号)等の規定に基づき再生又は再生手続きをしている法人等
- ウ 町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- カ 町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- ク 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ケ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
- (ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人
- (ウ) 破産者で復権を得ない者
- (エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (カ) 暴力団の構成員等
- (2) 複数の団体での共同申請
- 住民サービスの向上、福祉の増進を図るうえで必要な場合は、複数の団体での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。
- ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定してください。なお、提出期間終了後の代表団体及び構成員の変更は、原則として認めません。
- イ 当該コンソーシアムの構成員は、別のコンソーシアムの構成員となり又は

単独で申請することはできません。

ウ コンソーシアムの全ての構成員が（１）の申請資格を満たしている必要があります。

（３） 申請資格の留意事項

ア 団体は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。

イ 夢創造館の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとしますが、愛南町議会における指定管理者の指定の議決までに登記事項証明書を提出してください。

4 申請を受け付ける期間等

（１） 受付期間及び申込方法

ア 令和８年１月５日（月）から令和８年２月４日（水）までの執務時間中（午前８時３０分から午後５時１５分まで）とします。

イ 提出書類は、持参してください。

（２） 申込先

愛南町城辺甲 2420 番地

愛南町役場 総務課

TEL : 0895-72-1211

子育て支援課

TEL : 0895-73-7135

5 申請に必要な書類

（１） 提出書類

申請時に下記の書類を提出してください。（用紙の大きさは、日本工業規格 A4 を原則とします。）

提出書類一覧	提出部数
1 申請書（様式１）	1 部
2 宣誓書（様式２）	1 部
3 事業計画書（様式３）	1 部
4 収支計画書（様式４）	1 部
5 納税証明書（発行の日から 1 か月以内のもの）	1 部(原本)
6 申立書（様式５）	1 部
7 定款、寄附行為又はこれらに類する書類	1 部
8 登記事項証明書又はこれに類する書類（発行の日から 3 か月以内のもの）	1 部(原本)
9 直近の事業年度分の財務書類（貸借対照表、損益計算書等）	1 部

10 団体概要書（事務所所在地、資本金、従業員数、経理理念・方針、事業内容等）	1 部
11 役員名簿	1 部
12 印鑑証明書（発行の日から 3 か月以内のもの）	1 部(原本)

(2) 提出書類の著作権、情報公開

ア 申請者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(3) 申請に当たっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

イ 申請者一団体につき、申請は 1 回のみとします。また、複数の事業計画書を提出することはできません。

ウ 書類審査前に書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

エ 申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式 8）を提出してください。

6 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

愛南町指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）において、選定基準に基づいて総合的に評価を行い、候補者を選定します。

(2) 選定基準は、次のとおりです。なお、評価項目については、別紙 2「選定基準」を参照してください。

ア 夢創造館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められること。

イ 夢創造館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められること。

ウ 愛南町子どもの居場所 b & g あいなんとの一体的な利活用により、両施設の相乗的な効果が認められること。

(3) 審査等

ア 候補者の選定に当たっては、申請書類により申請資格、提案内容等の書類審査を行います。

イ 必要に応じて面接審査を行います。面接審査の日時、場所等については、該当申請者に対して書面で通知します。

(4) 候補者の選定

審査の後、委員会で申請者の評価を行い、指定管理者として適当と認められる申請者に順位を付し、第 1 位の者を指定管理者の候補者として選定します。

その結果に基づき、町長が指定管理者の候補者を決定し、審査該当者全員に書面で通知するとともに、その旨を公表します。

(5) 選定対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。なお、構成員のいずれかが要件に該当したコンソーシアムについても選定対象から除外します。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- ウ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- エ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- オ 委員会委員に個別に接触した場合
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ク その他不正な行為があった場合

7 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準等

指定管理者は、以下の基準を守って管理運営業務を行ってください。

- ア 関係法令、条例等を遵守し、適正に夢創造館の運営を行うこと。

地方自治法や愛南町御荘夢創造館条例（平成 20 年愛南町条例第 16 号）及び愛南町御荘夢創造館条例施行規則（平成 20 年愛南町規則第 4 号）及び愛南町個人情報保護条例（平成 17 年愛南町条例第 34 号）など、業務を行うに当たっては関係法令を遵守してください。

- イ 夢創造館の施設の維持管理を適切に行うこと。

業務を行うに当たっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう適切な維持管理を行ってください。

- ウ 業務を通じて取得した個人情報を適切に取り扱うこと。

指定管理者は、愛南町個人情報保護条例（平成 17 年愛南町条例第 34 号）を遵守するとともに、個人情報の取り扱いには十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じてください。

(2) 指定管理者が行う業務

- ア 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導を行うこと。

- イ 中学生、高校生等の年長児童の自主的な活動に対する支援を行うこと。また、地域の諸団体、福祉施設、学校、企業等との連携を深め、児童の社会参加活動への理解、協力等の支援を得ること。

- ウ 運動に親しむ習慣を形成すること。また、体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。

エ 学習や運動、遊びなど、子どもたちの様々な学びや興味関心を引き出し、発想力、創造力等を伸ばす取組みを行うこと。

オ 子育てに対して不安や悩みを抱える保護者等からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行うこと。

カ その他、地域の児童健全育成に必要な活動を行うこと。

キ 前に掲げるもののほか、町が必要と認める事業

(留意事項)

※ 業務の内容の詳細は、添付資料の「愛南町御荘夢創造館管理運営業務仕様書」を参照してください。

※ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、事前に町長の承諾を受けた場合に、業務の一部を専門の事業者へ委託することができます。

8 管理運営収入

管理運営に当たっては、町が指定管理者に対し委託料として支払います。町が支払う委託料の額は、毎年度 12,690 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で支払時期とあわせて定めます。原則として、増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意してください。また、実施する事業の経費の一部を利用者から徴収し、事業経費に充てることができます。

なお、経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

9 指定期間

指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間を予定しています。ただし、指定管理者が町長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

10 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定には、愛南町議会の議決が必要です。6で指定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決を経て指定管理者に指定された後、町と施設に関する協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

協定の内容は次のとおりです。

ア 業務に関する基本的な事項

イ 事業計画・事業報告に関する事項

ウ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

- エ 指定期間に関する事項
- オ 個人情報の保護・情報公開に関する事項
- カ 指定管理者と町の責任分担に関する事項
- キ 損害賠償及び原状回復に関する事項
- ク 業務の引継ぎに関する事項
- ケ その他必要となる事項

(3) その他

- ア 指定管理者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアムを指定することとします。ただし、協定はコンソーシアムの全構成員と締結します。
- イ 協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議のうえ、協定を改定することができます。

11 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

なお、指定管理者等がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合に、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すとともに、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができない場合は、同様に取り消すこととします。

おって、取消しとなった場合は、前記6(4)の申請者の順位付けにおいて第2位に決定した申請者を指定管理者の候補者として選定することとします。（第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に扱うこととします。）

- (1) 愛南町議会において指定に係る議案が否決されたとき。
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- (3) 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (5) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (6) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が発生したとき。

12 指定期間満了前の取消し

- (1) 町による指定の取消し

町は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

ア 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。

イ 指定管理者が町に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

ウ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

エ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

オ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当するとき。（指定管理者がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当したとき。また、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができないとき。）

（ア） この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

（イ） 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実でないと認められるとき。

カ その他町が必要と認めるとき。

（２） 指定期間満了前の取消しの措置に関する事項

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。

イ 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、夢創造館の業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

13 その他

（１） 指定管理者と町の責任分担

夢創造館の管理運営に関する指定管理者と町の責任分担は、概ね次のとおりとし、詳細は、町と指定管理者で締結する協定で定めます。

項 目	内 容	愛 南 町	指定管理者
7に掲げる業務	災害時における初期対応を除く		○
施設（建物・付属施設・機械設備）	保守点検、維持管理		○
安全衛生管理			○
災害時における初期対応	待機、連絡体制確保、災害調査・報告、応急措置	（指示）	○
災害復旧	本格復旧	○	
施設の大規模改修	町が必要とする躯体に係る改修等 ※ 1	○	

修繕	小規模な修繕 ※2		○
天災時の不可抗力	天災により、指定管理者の責めに帰することができないものによる管理運営経費の増額及び業務履行不能	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）		○
	町の責めに帰すべき理由により生じた損害	○	
苦情対応	受託した業務にかかる苦情対応		○
施設の火災保険	火災保険（共済）加入	○	

※1 施設等の本来の効用持続年数を維持するために必要な維持補修は、施設の管理に属するものであるため、原則として、指定管理者が実施するものとする。

※2 施設の修繕については、1件につき10万円（消費税を含む）未満のものについては、自己の責任において、指定管理者の費用と責任において支払うものとする。ただし、総額が50万円を超えた場合については、事前に町と協議を行い決定する。

（2）募集要項等の配布

- ア 配布期間 令和8年1月5日（月）から令和8年2月4日（水）までの平日
- イ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 配布場所 愛南町役場 総務課又は子育て支援課
- エ その他 募集要項等の一部については、愛南町のホームページからダウンロードできます。<http://www.town.ainan.ehime.jp>

（3）質問事項の受付

募集に関する質問を次により受け付けます。

ア 受付期間

令和8年1月5日（月）午前8時30分から
令和8年2月4日（水）午後5時15分まで

イ 受付方法

別添の「質問票（様式6）」を電子メール又はファクシミリで子育て支援課まで提出してください。電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

ウ 質問に対する回答

（ア） 質問事項に対する第1回目の回答は、1月28日（水）の現地説明会で行います。

（イ） 2回目以降の回答は、現地説明会出席団体に随時電子メール又はファクシミリで送付します。

(4) 資料の閲覧

閲覧（建設工事竣工図、関係法令等）を希望する場合は、あらかじめ子育て支援課へ連絡し、予約のうえ閲覧してください。

ア 閲覧期間 令和8年1月5日（月）から令和8年2月4日（水）までの平日

イ 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 閲覧場所 愛南町役場 子育て支援課

(5) 費用の負担

指定管理者の申請から、業務の引継ぎを行うまでの期間（令和8年3月31日）までにかかる必要な経費は、申請者が負担することとします。

(6) 町が提供する資料の目的外使用の禁止

町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

(7) 現地説明会の実施

説明会を次のとおり行う予定としておりますので、参加を希望される方は「現地説明会参加申込書（様式7）」を電子メール又はファクシミリで子育て支援課に令和8年1月21日（水）午後5時15分までに提出してください。

ア 日時 令和8年1月28日（水）午後1時から

イ 場所 御荘夢創造館

ウ 内容

（ア） 募集要項及び業務仕様書の説明・質疑応答

（イ） 施設見学

14 添付資料

(1) 愛南町御荘夢創造館管理運営業務仕様書

(2) 愛南町御荘夢創造館条例（平成20年愛南町条例第16号）

(3) 愛南町御荘夢創造館条例施行規則（平成20年愛南町規則第4号）

15 問い合わせ先

〒798-4196

愛南町城辺甲2420番地

愛南町役場 子育て支援課（担当：湯浅）

TEL 0895-73-7135

FAX 0895-70-1777

E-mail kosodateshien@town.ainan.ehime.jp

別紙 1

指定管理者募集スケジュール

令和 8 年 1 月 5 日（月）	募集要項、資料の配布、閲覧開始 質問、申請の受付開始
令和 8 年 1 月 21 日（水）	現地説明会参加申込の受付締切 午後 5 時 15 分
令和 8 年 1 月 21 日（水）	質問の受付締切 午後 5 時 15 分 資料の閲覧終了
令和 8 年 1 月 28 日（水）	現地説明会 質問に対する回答（第 1 回目）
令和 8 年 2 月 4 日（水）	申請の受付締切 午後 5 時 15 分
令和 8 年 2 月上旬	書類審査
令和 8 年 2 月上旬	指定管理者候補者の決定 指定管理者候補者の決定通知及び公表
令和 8 年 3 月	指定管理者の指定の議決 協定内容の協議
令和 8 年 3 月	協定の締結
令和 8 年 3 月	管理運営の準備
令和 8 年 4 月 1 日（水）	指定管理者による管理運営の開始

別紙 2

指定管理者候補者選定基準

適正基準	評価項目	評価の視点	審査対象
1 夢創造館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められること。	A 施設の運営	(1) 一部の住民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	事業計画書など
		(2) 愛南町子どもの居場所 b & g あいなんとの一体的な管理、運営等により施設の利用を促進させる方針がとられているか。	
		(3) 利用者の要望等に柔軟に対応できる内容となっているか。	
		(4) 事業計画が現実的かつ具体的な内容となっているか。	
		(5) 関係法令等を遵守し、適正に運営を行うことができる内容になっているか。	
		(6) 施設の保守点検、清掃等の事業が確実に行われる内容となっているか。	
		(7) 施設の秩序維持、事故防止等のための対応が適切に行われる内容となっているか。	
		(8) 災害発生時や緊急事態での対応が適切に行われる内容となっているか。	
		(9) 地域との連携・協調が図られる内容となっているか。	
	B 法人等の実績及び能力	(1) 法人等の目的、申請の動機等から施設の管理を行うのにふさわしい団体か。	定款、寄附行為、事業報告書、決算書、団体概要、役員名簿など
		(2) 施設の管理運営を行うための業務実績を有しているか。	
		(3) 施設の管理運営を行うための経営基盤が安定しているか。	
		(4) 施設の管理運営を適切に行うことができる人員体制になっているか。	
	C 個人情報保護	(1) 業務を通じて取得した個人に関する情報の取り扱いを適正に行う体制が整備されているか。	事業計画書など
2 夢創造館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められること。	A 収支計画	(1) 収支予算の積算は適正であるか。	事業計画書、収支計画書など
		(2) 事業計画と合致しているか。	
	B 自主事業の目的・内容	(1) 設置目的に合致した内容となっているか。	事業計画書など
		(2) 具体的で効果的な内容となっているか。	